

子ども・子育て支援システム標準化

自治体分科会（第3回）

議事概要

日時：2025（令和7）年12月10日（水） 10:00-11:30

場所：オンライン会議（Microsoft Teams）

出席者（敬称略）：

子ども・子育て支援システム標準化分科会構成員

細田 佳織 福岡県北九州市 子ども家庭局 子ども家庭部 こども施設企画課
※代理出席

橋本 幸次 島根県松江市 こども子育て部 保育所幼稚園課
※代理出席

佐藤 浩 埼玉県上尾市 こども未来部 保育課

遠藤 博幸 千葉県松戸市 子ども部 保育課 入所入園担当室

氏福 達也 長崎県東彼杵町 こども健康課

オブザーバー

デジタル庁 デジタル社会機能グループ・地方業務システム基盤チーム

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 全国意見照会の結果について
 - (2) 標準仕様書（案）の修正内容について
3. 閉会

【配布資料】

- 資料00 議事次第 子ども・子育て支援システム標準化ベンダ分科会（第3回）.pdf
資料1 全国意見照会の結果と対応方針について.pdf

【議事概要】

1. 開会

2. 議事

◆ 全国意見照会の結果概要について

○ 有限責任監査法人トーマツより、資料1に基づき以下のとおり説明。

- ・ Webサイトの102項目についてアンケートを実施。58自治体および3開発事業者より計845件のご意見を頂戴した。

◆ 保育業務施設管理プラットフォームとの情報連携について

○ 有限責任監査法人トーマツより、資料1に基づき以下のとおり説明。

- ・ 標準オプション機能から実装必須機能への変更要望を多く頂戴した。保育業務施設管理プラットフォームの導入は義務ではないものの全自治体での導入を目指しているため必須機能にするべきとの意見が多かった。
- ・ 児童情報については、実装必須機能として、CSV形式データまたはAPIで保育業務施設プラットフォームに向けた児童情報を出力できること、標準オプション機能として、APIで保育業務施設プラットフォームに向けた児童情報を出力できることとする案をお出ししている。

◆ eLTAXを活用した保育所利用料等の納付について

○ 有限責任監査法人トーマツより、資料1に基づき以下のとおり説明。

- ・ 機能要件は実装必須への変更要望、帳票は実装すべき項目への要望を多数頂戴した。
- ・ eLTAXは自治体の状況に応じて対応を決定するものであることから、標準オプション機能とするか実装必須機能とするかについて、この場でご意見頂きたい。なお、実装必須機能とする場合、適合基準日については然るべき基準日を設定させていただく予定である。

○ 構成員より以下のとおり質問・意見を頂戴した。

- ・ 本市は別システムで収納を管理しているため収納機能を使用していないが、総務

省が令和8年9月までに公金収納に係るDXをeLTAXの活用を通して目指すという方針であると認識している。それを踏まえると、実装必須機能とするのがよいと思料する。(構成員)

- ・ 国が目指す方向があった上で、最終的には自治体を実施するか否かを決断するのだと理解している。そもそも、本機能が実装されている、あるいは実装されていないシステムとして分けてしまった場合、DXの推進が図られるのか疑問が残る。そのため、基本的には実装必須にする必要があると思料する。自治体としては、国の方針に沿って取り組んでいこうとする時に、標準オプション機能であったために実装されておらず、取り組みが開始できないとなった場合、議会や市民に説明がつかない。国の方向性に沿った機能は、eLTAXに限らず、実装必須機能としていただきたい。(構成員)
- ・ 前回の分科会や検討会の中でも、実装必須機能ではないかという指摘があったと記憶している。国の方針がある場合は、実装必須機能にすべきと思料する。また、標準オプション機能とした場合、実装する際に新規オプション導入ということでも多大な費用が発生する可能性がある。税金を使うことになるため、導入のハードルが非常に高くなってしまう。標準準拠システムは改修費用の軽減を目指していると認識している。また、本機能に関して、標準オプション機能とするのか実装必須機能とするのかについて、最終的には多数決等で決めるのか。どのような形で当該分科会の意見を取りまとめるのかご教示いただきたい。(構成員)
 - ▶ 意見の取りまとめ方について、「多数決は採用せず、必要な機能であるという判断であれば実装必須機能として判断すべき」というご意見をいただいている。よって、多数決は使用しない。3市様からいただいたご意見を踏まえて、実装必須機能として整理させていただく。(事務局)

◆ 公定価格の要件の変更について

- 有限責任監査法人トーマツより、資料1に基づき以下のとおり説明。
 - ・ 機能要件については令和6年度以前の加算名と一致しなくなるため、令和6年度以前の加算名も管理できるよう事務局案を修正した。
 - ・ また、保育業務施設管理プラットフォーム連携に用いるマスターデータについて、事務局でも課題として認識しているものの、現在実現可能性について検証中のた

め、要件としては見送る方向である。

◆ 指定都市要件の一般紙への拡大検討事項（成案候補について）

○ 有限責任監査法人トーマツより、資料1に基づき以下のとおり説明。

- ・ 業務に支障があるといった反対意見がないことを確認した。事務局案で進めさせていただきたい。教育・保育給付認定決定通知書、教育・保育給付認定変更通知書、施設等利用給付認定決定通知書、施設等利用給付認定変更通知書の1人目の「保育の必要性の事由」について、実装すべき項目（表示/非表示選択可能）となっていない場合は実装すべき項目（表示/非表示選択可）へ修正させていただく。

○ 構成員より以下のとおり質問・意見を頂戴した。

- ・ 資料P.38の成案候補No.2について、現行仕様に対する本市の認識が誤っている可能性があるため確認させていただきたい。帳票IDごとの印字項目の一覧を確認したところ、保育の必要性の事由1人目という観点から見ると、保育の必要性の事由は実装すべき項目となっているように見受けられるが、どの部分が法令に則っておらず修正を検討しているのか。（構成員）

- 帳票ID0280006「教育保育給付認定変更通知書」および帳票ID0280107「施設等利用給付認定変更通知書」の保育の必要性の事由の1人目について、実装しなくても良い項目となっていたり、実装すべき項目となっているものに関して、表示・非表示選択可能と記載されていなかったりなど、表記ゆれがある。帳票ID0280001「決定通知書」や、帳票ID0280101「施設等利用給付決定通知書」の記載に合わせて、実装すべき項目、表示・非表示選択可能といった印字項目に変更する。（事務局）

- ・ それは、1人目のみを対象にしているのか。（構成員）

- 2人目がいない場合もあるため、これに関しては実装しなくても良い項目とする。（事務局）

- ・ 帳票によっては変更前と変更後と両方に保育の必要性の事由という項目があるが、変更前は実装しなくても良い項目とし、変更後のみ1人目が実装すべき項目として表示・非表示選択可能となるという認識でよいか。（構成員）

- 変更前変更後どちらとも1人目については実装すべき項目であり表示・非表示

選択可能と修正する。(事務局)

- ・ 変更後の2人目は、帳票上これを印字しなくても法令上問題がない、という整理をされたうえでの修正案であるという理解でよいか。(構成員)
 - 事務局の方ではそのように判断させていただいた。(事務局)
- ・ 承知した。指定都市の中で、2人目の表示が実装すべき項目となっていないことについて悩まれている自治体があった。制度としては、2人目は印字しなくても問題ないという解釈で整理されていることを理解した。(構成員)

◆ 指定都市要件の一般紙への拡大検討事項（不採用案について）

- 有限責任監査法人トーマツより、資料1に基づき以下のとおり説明。
 - ・ 54件中50件が反対意見である。P.102で意見整理の判断軸を記載している。意見のなかったものについては不採用としており、意見ありの中で対応予定であったものは採用としている。その他について9件は既存機能で対応可能であると事務局整理を行ったため不採用としている。残りの項目について、法制度上必要であれば採用と整理し、業務効率化等法制度上必ずしも必要ではない機能であれば不採用としている。
 - ・ 既存機能で対応可能と判断させていただいた9件、法・制度・ルール遵守に必要な機能として判断させていただいた7件、上記に必要な機能ではないと判断させていただいた30件について、この場でご意見頂きたい。
- 構成員より以下のとおり質問・意見を頂戴した。
 - ・ 資料P.106の不採用案No.53について、既存機能では対応できないのではないかと懸念している。既存機能の定義では、在園児管理に不可欠な付帯情報の出力が担保されないのではないかと懸念されるためである。P.107の不採用案No.70について、既存機能では対応できないのではないかと懸念している。既存機能の定義では、2次選考における、次のような例に対応できないと思料する。例えば、1次選考で1人内定、2次選考ではきょうだいの入所が決まっている施設を第1希望にした場合に加点する、といった状況に対応できないのではないかと懸念している。資料P.108の不採用案No.79について、既存機能では対応できないのではないかと懸念している。見直し検討事項の箇所に記載されている「利用調整結果を検索し、入所

決定する対象を選択できること。(一括登録を含む)」という文の「(一括登録を含む)」という記載がポイントである。内定児童数が多いため、1件ずつ入力することが困難である。内定確定後の一括登録が必要であると考えているが、既存の機能の定義の中には一括登録という言葉がないため、一括登録ができないのではないかと懸念している。P.43の不採用案No.67、P.59の不採用案No.52、P.60の不採用案No.64については、事前説明でのご説明より、法・制度・ルール遵守に必要ではないと判断されたため不採用になったと認識している。この3つの機能は全ての帳票あるいは全てのフローに共通の機能である。外部帳票の出力や申請の受付業務は法や制度、それに付随するルールに則るものである以上、これらの機能は件数の多い自治体にとっては必要な機能であると考え。特に、不採用案No.67については、自治体だけでなく開発事業者からも必要であるという意見が上がっているにも関わらず、不採用とされたことが理解できない。P.48の不採用案No.74とP.51の不採用案No.71については、利用調整業務自体が法・制度・ルールに則るものであるという観点から、これらの機能がない場合は適正に業務を運用できないため、本機能は必須だと考える。P.82の不採用案No.49については、二重給付してはならない制度である以上、制度を遵守するためには必要な機能だと考える。また、本市は、全国意見照会において、「機能が不足している」の意見分類を選択した要件については、実装必須機能であるべきと考えている。P.83の不採用案No.57について確認させていただきたいが、配信マスタの取り込みは法・制度・ルールに定められていることではない、という判断で不採用とされたのか。(構成員)

➤ P.83の項番57について、業務効率化に資する機能であると事務局で判断したため、不採用とさせていただいた。(事務局)

- ・ 配信マスタの取り込みができなくても業務に支障はないのか。本市は現行システムにおいて団体内統合宛名システムと子ども・子育て支援システムを直接連携させておらず、標準化で直接連携ができるようになった際の運用をイメージできないため、教えていただきたい。(構成員)

➤ 事務局側として業務効率化に資する機能であるという判断をしている中で、今回、貴市から配信マスタの取り込みは必要不可欠な機能であるというご意見をいただいた。いただいたご意見を踏まえて、項番57以外も含めて改めて不採用案を採用するか否かは検討させていただく。(事務局)

- ・ P.51の項番71について意見を述べる。どの自治体においても、4月入所と例月入所について並行して利用調整を行っている認識している。本機能が不採用となる場合、並行した利用調整が出来なくなるのか。4月入所と例月入所を並行して処理できない場合は、業務上支障が生じると思料する。(構成員)

 - 業務上支障が生じる理由を詳細にご教示いただきたい。(事務局)
- ・ 本市においては、4月入所の利用調整と同時に2月入所の利用調整も行っており、入力作業等は並行して行っている。4月入所は件数が多いため、1回の作業では終わらず、複数回利用調整の確認をして間違いが無いことを確認した後に、内定や入所決定をしている。2月入所の利用調整中に、並行してこのような選考の処理作業が全くできなくなってしまう場合、作業日を変更するか、あるいは2月入所の利用調整が終わるまで4月入所の利用調整が全くできなくなる、ということになってしまう。並行処理が出来なくなる場合、休日や深夜に残業をして作業を行うことになる。(構成員)

 - 事務局として、業務効率化に資する機能であると判断したが、先ほどのご発言内容から4月入所の手続き上、必須な機能であるとお伺いしたため、項番71については改めて要件化の可否について検討させていただく。(事務局)
- ・ 利用調整に関する機能を、業務効率化と判断することは疑義がある。どの自治体も誤りが無いよう慎重に確認しながら利用調整をしている中で、本機能が業務効率化であることを理由に不採用にされてしまうと、利用調整を行うことが非常に難しくなってしまう。利用調整に関する機能について、提出された意見を事務局側で再度確認いただきたい。本市は検討会でも同意見を提示する予定である。(構成員)
- ・ システム標準化のそもそもの目的はコスト削減だとされているが、それ以前に、本制度が適切に、また公正に実施されることが前提にあると思料する。また、自治体職員が業務効率化を図るために必要だと考える機能は、標準仕様として受け入れられないというお考えのように感じるが、システムのコストを抑えられたとしても、人海戦術での作業が必要となって人件費が増え、総合的にはコスト増となるようなケースもないとは言い切れないと思料する。総合的な費用対効果、そして自治体職員が安心して業務を実施できることも、重要な判断基準として考えていただきたい。(構成員)

- ▶ 事務局としての判断基準は、法・制度・ルール遵守に必要か否かという観点だったが、先ほどのご意見等も考慮して、改めて不採用案の見直しを行う。検討会では改めた方針をお示しさせていただく。(事務局)
- ・ 約1,700の自治体のうち回答があったのは58自治体のみであり、回答率が約3%であることについて、意見を述べたい。本市の特徴として、別システムで収納を管理しているため収納機能を使わず、また給付管理システムを導入しているため公定価格に係る機能も特に必要ないという状況において、現状のシステム及び業務フローを前提とした意見しか述べることができない。本市は指定都市として本分科会に参加しているが、指定都市とその他の自治体では事情も異なると思料する。回答率が3%のまま、改定を進める方針であるという認識でよいか。(構成員)
 - ▶ 数の問題ではなく、必要機能としてご要望いただいているものについては、要件化を進めていく。また、全国意見照会について、今年度は都道府県経由で一般市区町村へ送付することになっていた。都道府県の担当部署が異なる場合は、メール転送をしていただくようお願いをしている。ベンダには各自治体から連携いただく旨も、同じメールに記載していた。意見照会にあたって、10月9日にはWeb説明会も開催し、アーカイブ配信もしている。事前説明の場でいただいたご意見も踏まえて、臨時的に追加で回答期間を設け、対応した。追加回答期間でいただいたご意見については、現在集計中である。今回取りまとめた資料と大きな変更点がある場合は、検討会でご報告させていただく。次年度以降について、メールの配信の方法や事務連絡の発出の方法については工夫できるよう、事務局で検討させていただく。他の標準化システムにおいて、どのように意見照会を実施しているのかという点も踏まえて、工夫させていただく。(事務局)
- ・ 本市においても延長期間で回答した。58の自治体の意見を踏まえて、本分科会で一定の結論を出すのが、回答期間を延長したことによって出てきた意見により大きな変更がある場合には次の検討会で改めて提案されるという理解で良いか。(構成員)
 - ▶ ご認識のとおりである。(事務局)
- ・ 延長された期間はすでに終了しており、現在は58自治体の意見を前提に議論しているが、追加で回答した自治体数をご教示いただきたい。(構成員)

- 追加でご意見をいただいたのは4市区町村である。(事務局)
 - ・ 追加で照会いただいた経緯を踏まえると、本市は分科会・検討会に参加しているため、照会に対してある程度の基礎知識がある中で回答が出来たが、期間が非常に限られていた中での回答が十分に実効性のあるものになるのかが疑問である。そのあたりのお考えを教えてください。(構成員)
 - 延長期間は臨時的に設けたものであり、期間が短く大変恐縮である。いただいた回答をとりまとめ、検討会での議論を経て、来年度1月末に改版を公開予定である。次年度以降においては、事務連絡の発出方法等について工夫させていただく。意見照会の実施方法については、他の標準化業務を参考にして工夫させていただく。(事務局)
 - ・ 不採用案の中でも、例えば延長保育減免通知については、標準オプション機能とすべきと思料する。業務効率化の観点で実装の範囲外とする考え方は、標準化の主旨を逸脱していると思料する。改めて検討していただきたい。(構成員)
- ◆ 標準化PMOツール照会内容等に伴う見直しについて
- 有限責任監査法人トーマツより、資料1に基づき以下のとおり説明。
 - ・ 副食費免除通知書については施設等利用給付では免除の制度がないため、標準仕様書への反映は行わない。延長保育減免通知書については自治体独自施策のため反映不要と整理した。
 - ・ システムから出力される帳票について文字溢れが生じる場合について、二つ案があるため意見いただきたい。①文字の大きさを調整する等で文字超過を起ささないようにする。また、やむを得ず文字超過する場合はアラートを表示かつ文字超過リストを作成する。②印刷できる文字数とフォントサイズについて印字項目ごとに自治体とベンダで協議の上設定し文字溢れしないようにすること。文字超過時は超過リストを作成すること。
 - 構成員より以下のとおり質問・意見を頂戴した。
 - ・ 市民へ発送する外部帳票について、不備のあるものを発送することが防げるのであれば、機能の実装の方法について、特段意見はない。自治体職員が、確実に文字溢れに気付くことができる仕様であればよいと考える。(構成員)

- 頂いたご意見と、ベンダからのご意見を踏まえて、改めて要件をお示しさせていただきます。(事務局)

◆ その他修正内容について

- 有限責任監査法人トーマツより、資料1に基づき以下のとおり説明。
 - ・ 機能ID:0280002に記載の「※2 DV加害者情報も連携すること。」について、「DV加害者情報」がデータ連携要件上は連携項目となっていないことから、項目を削除する。また、「加害者」という記載を「支援措置対象者の相手方」へ変更する。
- 構成員より以下のとおり質問・意見を頂戴した。
 - ・ 削除対象は、加害者の情報であって、支援措置対象者の情報は連携項目になっているという理解で良いか。(構成員)
 - 住民記録システム側の連携仕様では、支援措置対象者の相手方については連携項目とはなっていない。支援措置対象者本人については改めて確認する。(事務局)
 - ・ 連携項目になっていないというのは、住民記録システム側が子ども・子育て支援システムと連携する前提の仕様になっていないということか。(構成員)
 - 住民記録システム側の仕様を確認したところ、連携項目とはなっていなかった。総務省との調整の結果、支援措置対象者の相手方の情報については子ども・子育て支援システム仕様から削除する。(事務局)
 - ・ つまり、検討会で連携項目にさせていただきたいと意見した場合でも、住民記録システム側が連携項目にしていない以上、議論の余地はないという理解で良いか。(構成員)
 - ・ 住民記録システムの仕様として、標準オプション機能になっており、子ども・子育て支援システムにおいても標準オプション機能にすることで連携ができるようになる、といったことはあり得るのか。本市では過去に業務上支障が生じたことがある。(構成員)
 - ・ 前提として、支援措置対象者の相手方の情報の取り扱いについては、横並び調整方針に記載しており、制度所管省庁間で協議したうえで対応することとしている。よって、制度所管省庁間での協議の結果、連携しても問題ないと決まった場合に、

当庁が連携要件として反映することになる。(オブザーバー デジタル庁)

➤ 本件については、デジタル庁からご発言いただいた内容のとおりである。情報がセンシティブであるため、総務省としてはなるべく開示したくない情報とのことであったため、連携しないこととしている。子ども・子育て支援システムにおいて、支援措置対象者の相手方の情報が必要であるという強い希望がある場合は、具体的な理由をお教えいただきたい。(事務局)

- ・ 事前説明における説明では、住民記録システム側において連携項目とされていないからという理由であった。先ほどのデジタル庁と子ども家庭庁のご説明では、制度所管省庁間での調整の結果であるとのことであったため、認識を改めた。政令市や中核市に確認の上、調整していただいたのが不安である。例として、夫婦だが現在別居しており、父親が支援措置対象者の相手方であり、子どもが母親と一緒に住んでいる場合がある。父親が書類の送付先を自分にしてほしいと連絡してきた場合、問い合わせ元が支援措置対象者の相手方であることを自治体が認識していなければ、誤って送付先を変更してしまう可能性がある。実際に、支援措置対象者の相手方が、子どもがどこの保育園に通っているのかを電話で執拗に問い合わせてきた事例がある。税務システムの標準仕様書において、連携がどのように行われているかを改めて確認していただきたい。過去に、支援措置対象者の相手方に支援措置対象者の住所を伝えたことによって、事件に発展したこともあったと記憶している。事件をきっかけに、税務部門では、特に支援措置対象者の相手方には情報を漏らさないよう情報管理し、問い合わせ対応を見直した経緯がある。センシティブな情報であり、システムで連携すべきかすべきでないかについては、調査を行ったうえで調整していただかないと、大変危険であると思料する。再度ご検討いただきたい。(構成員)

➤ いただいたご意見を踏まえて、改めて調整させていただく。DV関係については、非常に重要な内容と認識している。多くのご意見を伺ったうえで、総務省と協議したいため、この場でご意見いただきたい。(事務局)

- ・ そもそも、連携項目として成り立たないため削除するものと認識していた。しかし、今のやり取りを聞いて、そうではないことが分かった。本市においては、各区の担当者が実務を担っているため、次回の検討会までに各区担当者の意見を聞き、検討会において申し上げる流れでも良いか。(構成員)

- 問題ない。ぜひ次回の検討会までに各区部の皆さまのご意見を伺っていただきたい。(事務局)

3. 閉会

以上